

郡山市週休2日等促進工事实施要領

令和4年3月22日制定

令和7年3月24日一部改正

〔財務部契約検査課〕

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業の働き方改革を促進するため、郡山市が発注する建設工事において週休2日等促進工事（以下、「促進工事」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において用いる用語の定義は、次の各号のとおりとする。

(1) 週休2日等とは、週休2日（月単位又は通期）、週休2日交替制（月単位又は通期）及び完全週休2日のいずれかとし、次のとおりとする。

ア 週休2日については、次のとおりとする。なお、週休2日は、毎週土日を現場閉所とする完全週休2日とは異なる。

(ア) 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(イ) 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

イ 週休2日交替制については、次のとおりとする。

(ア) 月単位の週休2日交替制とは、対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

(イ) 通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

ウ 完全週休2日とは、対象期間中の各週において、土日の現場閉所を原則とし、かつ対象期間内で4週8休（現場閉所率28.5%）以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自らが土日以外（祝日など）にも現場閉所することは可能とする。また、事前の指示・協議により、災害対応や地元調整等から土日の施工が指定された場合、悪天候により稼働日数が極端に少なくなる場合など、やむを得ないと認められる場合は土日に代わる現場閉所日を設定できるものとする。

(2) 週休2日等の対象期間については次のとおりとする。

ア 「土木工事標準積算基準（福島県土木部）」を適用する工事（以下、「土木工事」という。）、「土地改良事業等請負工事積算基準（平成5年2月22日付け5構改D第49号構造改善局長通知）」及び「土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）（平成12年3月24日付け12構改D第238号構造改善局長通知）」を適用する工事（以下、「農業農村整備事業」という。）、「森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）」表6-1の工種区分を適用する工事（以下、「森林整備保全事業」という。）については、次のとおりとする。なお、「農業農村整備事業」及び「森林整備保全事業」においては、「週休2日（通期）」を「週休2日（4週8休以上）」と読み換えるものとし、本号以降においても同様に読み換えるものとする。

(ア) 週休2日（月単位又は通期）及び完全週休2日においては、現場着工日から現場完了日までの期間とし、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間及び発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間は含まない。

(イ) 週休2日交替制（月単位又は通期）においては、現場着工日から現場完了日までの期間とし、工事全体を一時中止している期間及び発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間は含まない。なお、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間については対象期間に含むものとする。

イ 「建築関係工事積算基準（福島県土木部）」を適用する工事（以下、「建築関係工事」という。）については、週休2日（月単位又は通期）、週休2日交替制（月単位又は通期）及び完

全週休2日においては、現場着工日から現場完了日までの期間とし、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、別途発注工事（備品設置工事等）により作業を一時中止している期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間及び発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間は含まない。

- (3) 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めることができる。
- (4) 現場休息とは、分離発注工事の場合において各発注工事単位で、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- (5) 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）日の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）又は対象期間内に現場に従事した全ての技術者、技能労働者の平均休日日数の割合（以下、「休日率」という。）が、別表第1の水準に達した状態とする。
- (6) 受注者希望型とは、受注者が工事契約後、施工計画書提出前までに週休2日等の実施可否について、発注者と協議した上で取り組む方式をいう。
- (7) 発注者指定型とは、発注者が週休2日等に取り組むことを指定する方式をいう。
- (8) 週休2日交替制における技術者、技能労働者とは、施工体制台帳上の元請け及び下請けの技術者及び技能労働者を対象とする。ただし、非常勤（臨時）で従事する者は除く。
- (9) 週休2日及び完全週休2日における現場閉所（現場休息）率の計算は、次の計算に基づくこと

現場閉所（現場休息）率＝現場閉所（現場休息）日数

÷〔（現場着工日から現場完了日までの日数）

－（第2号ア（ア）又は同号イに規定する対象に含めない期間）〕

- (10) 週休2日交替制における休日率の計算は、次の計算に基づくこと。この場合、対象者ごとに「休日日数の割合（当該工事における休日日数／対象期間）」を算出するものとし、全対象者の「休日日数の割合（休日率）」を平均化するものとする。なお、下請けの場合、対象期間は施工体制台帳上の工期から設定するものとする。

休日率＝技術者・技能労働者の平均休日日数

÷〔（現場着工日から現場完了日までの日数）

－（第2号ア（イ）又は同号イに規定する対象に含めない期間）〕

（対象工事）

第3条 この要領の対象となる工事は、本市発注の工事全てとする。ただし、社会的要請等の理由から週休2日等の実施が困難な工事を除くものとする。

- 2 対象外とした工事であっても、受注者が週休2日等の実施を希望する場合は、受発注者協議の上で対象工事とすることができるものとし、受注者は工事契約後、施工計画書提出前までに適用する週休2日等及び実施方法等について受発注者協議を行い、新たに対象となった工事については、「受注者希望型」として取り扱うものとする。

（実施方法等）

第4条 促進工事の実施方法等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 促進工事に取り組む場合、受注者は、施工計画書に次の条件を満たす工程を立てた工程表等を添付し、発注者に提出するものとする。なお、分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事進捗に影響がないよう現場休息予定日を調整した上で工程表を作成するものとする。

ア 週休2日及び完全週休2日においては、対象期間中、工事現場において週休2日相当の休日確保し、工程表等に現場閉所日を明記する。なお、工程表等で定めた現場閉所日においては下請け企業を含む工事現場の全労働者を休日又は休暇とする。

イ 週休2日交替制においては、対象期間中、交替制で週休2日相当の休日が確保されていることが分かる工程表等を作成する。

- (2) 受注者は、対象期間中、工事現場に促進工事の対象である旨を明示するものとする。

- (3) 受注者は、対象期間中、技術者等がやむを得ない理由で現場閉所日（休日）と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に発注者と協議するものとする。
- (4) 受注者は、毎月、工事履行報告書に休日取得状況（現場閉所実績）を記入した実施工程表等を添付し、発注者の確認を受けるものとする。
- (5) 受注者は、竣工書類の提出までに下請企業を含めた全労働者の休日取得状況（現場閉所実績）について、工事現場の労働者の勤務状況が分かる書類（出勤簿、工事日誌及びＣＣＵＳの週休２日達成状況の資料等）を添えて週休２日等の達成状況を発注者に報告するものとする。
- (6) 受注者は、週休２日等の実施により行われた経費補正を下請契約にも反映させるものとする。
- (7) 発注者は、受注者に対して週休２日等の取り組みに支障が出ないように、全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するようワンデーレスポンスを徹底するなど、工程調整等に配慮し、工程（工期）の変更等について柔軟に対応するとともに、緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日に作業が生じないように、適切に指示等を行うものとする。
- (8) 発注時に指定した週休２日等と異なる取り組みによる実施を受注者が希望する場合は、工事契約後、施工計画書提出前までに適用する週休２日等及び実施方法等について受発注者協議を行うものとする。

（積算方法）

第５条 促進工事については、当初積算時に、週休２日等のいずれかにおいて「４週８休以上」を確保する場合の補正を計上するものとし、工期は、４週８休対応の標準工期以上の期間とする。

２ 「土木工事」、「農業農村整備事業」及び「森林整備保全事業」の週休２日（月単位及び通期）及び完全週休２日においては、次の各号により積算するものとする。

- (1) 工事費の補正について、各経費に補正係数（別表第２）を乗じるものとする。ただし、工場製作に要する費用、見積による機労材一式の施工単価については補正の対象としない。
- (2) 市場単価については、週休２日の補正係数（別表第３－１）を乗じた補正済み単価を算出する。週休２日補正後の市場単価については、次の計算に基づくこと。

（補正式）

週休２日補正後の市場単価＝市場単価×週休２日の補正係数

- (3) 標準単価については、週休２日の補正係数（別表第３－２）を乗じた補正済み単価を算出する。週休２日補正後の標準単価については、次の計算に基づくこと。

（補正式）

週休２日補正後の標準単価＝標準単価×週休２日の補正係数

３ 「土木工事」の週休２日交替制（月単位及び通期）においては、次の各号により積算するものとする。

- (1) 工事費の補正について、各経費に週休２日の補正係数（別表第２）を乗じるものとする。補正対象は、労務費と現場管理費率のみとし、対象期間内に現場に従事した全ての技術者、技能労働者の休日率に応じてそれぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。ただし、見積による機労材一式の施工単価については補正の対象としない。
- (2) 市場単価及び標準単価については、前項第２号及び第３号によるものとする。

４ 「建築関係工事」の週休２日等においては、次の各号により積算するものとする。

- (1) 複合単価（労務費を分けて計上しているもの）については、複合単価を構成する労務単価は新営工事、改修工事ともに週休２日の補正率（別表第４）を乗じるものとし、改修工事については、労務単価に該当工種の改修割増を乗じ、さらに補正率を乗じるものとする。なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正するものとする。
- (2) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載単価については、週休２日の補正率（別表第５、第６及び第７）を乗じるものとする。
- (3) 見積による単価については、補正の対象としない。

５ 発注者は、受注者の週休２日等について、施工中の現場閉所率（休日率）の状況や実績に基づき、最終変更までに該当する条件に変更契約するものとし、次の各号のとおりとする。

- (1) ４週８休相当を確保できなかった場合は、当初積算時の補正を減額する。
- (2) 週休２日等の確保を目的とした工期の延伸は行わないものとする。

6 第3条第2項に該当する工事については、次の各号のとおりとする。

- (1) 受発注者協議により、新たに対象となった工事については、受注者は前条を準用するものとする。
- (2) 発注者は、受注者の週休2日等について、施工中の現場閉所率（休日率）の状況や実績に基づき、4週8休相当が確保された場合、最終変更までに該当する条件に変更契約するものとする。
なお、週休2日等の確保を目的とした工期の延伸は行わないものとする。

（特記仕様書等）

第6条 促進工事については、適用した週休2日等及び発注方式（発注者指定型）等の特記仕様書等に記載するものとする。

（工事成績評定）

第7条 工事成績評定は、週休2日等の達成状況により該当する項目を別表第9により評価するものとし、次の各号のとおりとする。なお、令和7年度に起工するものについては、減点評価を行わない。

- (1) 受注者が4週8休以上の休日を確保できた場合、加点評価を行う。
- (2) 受注者の責により4週8休以上の休日を確保できなかった場合、減点評価を行う。なお、事業用地の取得・支障物件の移転・他機関協議の遅れ、大規模災害の発生等、週休2日等の未達成の原因が受注者の責によらない場合は減点評価を行わない。

（その他）

第8条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、福島県土木部及び農林水産部の以下の要領等に基づくほか、受発注者協議により定めるものとする。

対象工事	週休2日区分	要領等	
土木工事	週休2日 （月単位及び通期）	福島県土木部週休2日等工事試行要領（第Ⅰ編）	週休2日等工事試行要領第Ⅰ編～第Ⅲ編（土木工事、港湾漁港工事編）の運用
	週休2日交替制 （月単位及び通期）	福島県土木部週休2日等工事試行要領（第Ⅱ編）	
	完全週休2日	福島県土木部週休2日等工事試行要領（第Ⅲ編）	
建築関係工事	週休2日 （月単位及び通期）	福島県土木部週休2日等工事試行要領（第Ⅳ編）	週休2日等工事試行要領第Ⅳ編～第Ⅵ編（建築関係工事編）の運用
	週休2日交替制 （月単位及び通期）	福島県土木部週休2日等工事試行要領（第Ⅴ編）	
	完全週休2日	福島県土木部週休2日等工事試行要領（第Ⅵ編）	
農業農村整備事業 森林整備保全事業	週休2日 （4週8休以上）	農林水産部発注工事における「週休2日確保モデル工事」試行要領	

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

週休2日等における4週8休以上

区分		4週8休以上	
週休2日	通期	対象期間内の現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日/28日）以上	
	月単位	対象期間内の全ての月毎に現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日/28日）以上	暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。
完全週休2日		対象期間内の現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日/28日）以上	対象期間中の各週における「土曜日・日曜日」を休工対象とする。 事前の指示・協議により、災害対応や地元調整等から土日の施工が指定された場合、悪天候により稼働日数が極端に少なくなる場合など、やむを得ないと認められる場合は土日に代わる現場閉所日を設定できるものとする。
週休2日交替制	通期	対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上	
	月単位	対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の全ての月で休日率が、28.5%（8日/28日）以上	

別表第2（第5条第2項及び第3項関係）

工事費の補正係数（土木工事、農業農村整備事業、森林整備保全事業）

費目	土木工事					農業農村 整備事業	森林整備 保全事業
	週休2日		完全 週休2日	週休2日交替制		週休2日	
	4週8休 以上 (通期)	4週8休 以上 (月単位)		4週8休 以上 (通期)	4週8休 以上 (月単位)	4週8休以上	
労務費	1.02	1.04	1.04	1.02	1.04	1.02	1.05
機械損料(賃料)	1.02	1.02	1.02	—	—	1.02	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.03	—	—	1.02	1.04
現場管理費率	1.03	1.05	1.05	1.01	1.03	1.05	1.06

備考（1）労務単価については以下のとおりとする。

ア 土木工事においては、橋りょう塗装工（R0530）、機械設備製作工（R3010）、機械設備据付工（R3020）、工場製作工数単価（直接労務単価）（TM601）、工場製作工数単価（直接労務単価）（TM611）については、工場製作の労務単価のため積算システム上で週休2日補正が自動的に行われないことから、当該労務単価を現場作業で用いる場合は、補正後の労務単価を登録し積算すること。

イ 農業農村整備事業及び森林整備保全事業においては、橋りょう塗装工（R01053）、製作工（R03001）については、工場製作の労務単価のため積算システム上で週休2日補正が自動的に行われないことから、当該労務単価を現場作業で用いる場合は、補正後の労務単価を登録し積算すること。

（2）機械経費（賃料）を登録単価として計上する場合は、補正後の単価を登録し積算すること。

（3）土木工事においては、各補正係数を乗じたあとの週休2日の補正後単価の端数処理は以下のとおりとする。

ア 労務費の週休2日補正済み単価の端数処理は、小数点以下切り捨てとする。

イ 機械賃料の週休2日補正済み単価の端数処理は、有効3桁止め（4桁目四捨五入）とする。

- (4) 農業農村整備事業及び森林整備保全事業においては、各補正係数を乗じたあとの週休2日の補正後単価の端数処理は、「標準積算システム使用手引書 IV. 積算書の数値処理」に基づき行うこと。

別表第3-1 (第5条第2項関係)

市場単価の補正係数(土木工事、農業農村整備事業、森林整備保全事業)

名称	区分	土木工事				農業農村 整備事業 森林整備 保全事業
		現場閉所		交替制		現場閉所
		通期	月単位	通期	月単位	4週8休
鉄筋工		1.02	1.04	1.02	1.04	1.02
ガス圧接工		1.02	1.03	1.02	1.03	1.02
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01	—
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04	—
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.00	1.01	1.00
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04	1.02
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.00	1.01	1.00
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04	1.02
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.04	1.02	1.04	1.02
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04	1.02
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.02	1.01	1.02	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.02	1.03	1.01	1.03	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04	1.02
法面工		1.01	1.02	1.01	1.02	1.01
吹付砕工		1.01	1.03	1.01	1.03	1.01
鉄筋挿入孔(ロックボルト工)		1.02	1.03	1.01	1.03	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04	1.02	1.04	—
	剪定	1.02	1.04	1.02	1.04	—
公園植栽工		1.02	1.04	1.02	1.04	—
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.01	1.02	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04	1.02	1.04	1.02
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01	1.00	1.01	—
グルーピング工		1.00	1.01	1.00	1.01	—
軟弱地盤処理工		1.01	1.02	1.01	1.02	1.01
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01	1.01	1.01	—

備考 (1) 週休2日(月単位及び通期)及び完全週休2日を「現場閉所」、週休2日交替制(月単位及び通期)を「交替制」とする。

(2) 完全週休2日の場合は、「現場閉所・月単位」の補正係数を適用する。

(3) 土木工事においては、市場単価の週休2日補正済み単価の端数処理は、小数点第3位切り捨て2位止めとする。なお、週休2日の補正と市場単価の加算率・補正係数による割増を同時に適用する場合は以下の補正式によるものとし、市場単価の加算率・補正係数補正済み単価の端数処理は、小数点第3位切り捨て2位止めとする。

(補正式)

$$\text{加算率・補正係数} E = (1 + S_0 \text{ or } S_1 \text{ or } \cdots S_x / 100) \times (K_1 \times K_2 \times \cdots \times K_x)$$

(小数点第4位四捨五入3位止め)

$$\text{加算率・補正係数補正後の単価} = \text{週休2日補正後の市場単価} \times E$$

(4) 農業農村整備事業及び森林整備保全事業においては、各補正係数を乗じたあとの週休2

日の補正後単価の端数処理は、「標準積算システム使用手引書 IV. 積算書の数値処理」に基づき行うこと。

別表第3-2 (第5条第2項関係)

標準単価の補正係数(土木工事、農業農村整備事業、森林整備保全事業)

名称	区分	土木工事				農業農村 整備事業 森林整備 保全事業
		現場閉所		交替制		現場閉所
		通期	月単位	通期	月単位	4週8休
区画線工		1.02●	1.04●	1.02●	1.04●	1.02
高視認性区画線工		1.02●	1.04●	1.02●	1.04●	—
橋梁塗装工		1.01●	1.03●	1.01●	1.03●	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.02●	1.03●	1.01●	1.03●	1.02
	人力	1.02●	1.04●	1.02●	1.04●	1.02
コンクリートブロック積工		1.02●	1.04●	1.02●	1.03●	1.02
排水構造物工		1.02●	1.04●	1.02●	1.03●	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04	1.02	1.04	—
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02	—
	高所作業車	1.01	1.02	1.01	1.02	—
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04	—
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03	—
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04	—
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03	—
剥落防止工(アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04	—
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03	—
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04	—
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03	—
防草シート設置工		1.01	1.03	1.01	1.03	—
紫外線硬化型 FRP シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02	—
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01	—
塗膜除去工		1.02	1.04	1.02	1.04	—
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.00	1.01	—
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.01	—
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04	—
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.02	1.04	1.02	1.04	—
機械式継手工		1.02	1.04	1.02	1.04	—
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03	1.01	1.02	—
ノンコーキング式コンクリート		1.01	1.01	1.01	1.01	—
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00	—
浸食防止用植生マット工		1.02	1.04	1.02	1.04	—
支承金属溶射工		1.02	1.04	1.02	1.04	—
耐圧ポリエチレンリブ管		1.02	1.03	1.02	1.03	—

備考 (1) 週休2日(月単位及び通期)及び完全週休2日を「現場閉所」、週休2日交替制(月単位及び通期)を「交替制」とする。

(2) 完全週休2日の場合は、「現場閉所・月単位」の補正係数を適用する。

(3) 表中の「●」は、積算システムにおいて自動的に補正に係る単価を示す。

(4) 土木工事においては、標準単価の週休2日補正済み単価の端数処理は、小数点第3位切り捨て2位止めとする。

なお、週休2日の補正と標準単価の加算率・補正係数による割増を同時に適用する場合は以下の補正式によるものとし、標準単価の加算率・補正係数補正済み単価の端数処理は、小数点第3位切り捨て2位止めとする。

(補正式)

$$\text{加算率・補正係数 } E = (1 + S_0 \text{ or } S_1 \text{ or } \cdots S_x/100) \times (K_1 \times K_2 \times \cdots \times K_x)$$

(小数点第4位四捨五入3位止め)

加算率・補正係数補正後の単価＝週休2日補正後の市場単価×E

- (5) 農業農村整備事業及び森林整備保全事業においては、各補正係数を乗じたあとの週休2日の補正後単価の端数処理は、「標準積算システム使用手引書 IV. 積算書の数値処理」に基づき行うこと。

別表第4（第5条第4項関係）

複合単価の補正率（建築関係工事）

工種	建築工事、電気設備工事、機械設備工事		
	週休2日、週休2日交替制		完全週休2日
	4週8休以上 (月単位)	4週8休以上 (通期)	
全ての工種	1.04	1.02	1.04

備考 この表による補正は労務費に対して行う。改修割増率を適用した場合はさらにこれに乗じる。

別表第5（第5条第4項関係）

市場単価等の補正率（建築工事）

工種	摘要	週休2日 完全週休2日 週休2日交替制		週休2日 週休2日交替制	
		月単位の4週8休以上		通期の4週8休以上	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
仮設工事		1.03	1.03	1.01	1.01
土工事		1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事		1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事		1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート		1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事		1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事		1.02	1.02	1.01	1.01
木工事		1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい		1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事		1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.02	1.02	1.01	1.01
撤去	各工種による				

取り壊し		1.02	1.02	1.01	1.01
------	--	------	------	------	------

備考 市場単価：市場単価及び補正市場単価の掲載価格の補正率

物価資料：物価資料の掲載価格の補正率

上記の記載が無い項目は、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

別表第6（第5条第4項関係）

市場単価等の補正率（電気設備工事）

工種	摘要	週休2日 完全週休2日 週休2日交替制		週休2日 週休2日交替制	
		月単位の4週8休以上		通期の4週8休以上	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線ぴ及び同ボックス	1.03	1.21	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.20	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
配線工事	600V絶縁電線及び600V絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事)銅板式、銅覆銅棒、 接地極埋設票（金属製）	1.02	1.02	1.01	1.01

別表第7（第5条第4項関係）

市場単価等の補正率（機械設備工事）

工種	摘要	週休2日 完全週休2日 週休2日交替制		週休2日 週休2日交替制	
		月単位の4週8休以上		通期の4週8休以上	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニット除く)	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22

別表第 9（第 7 条関係）

工事成績評定の採点

	未達成	4 週 8 休以上達成			備考
		週休 2 日	週休 2 日交替制	完全週休 2 日	
受注者 希望型	—	1 点加点	1 点加点	1 点加点	第 1 評定 5 創意工夫 「Ⅰ 創意工夫 その他」
発注者 指定型	—	2 点加点	2 点加点	3 点加点	第 1 評定 5 創意工夫 「Ⅰ 創意工夫 その他」
	d 判定	—	—	—	第 1 評定 2 施工状況 「Ⅱ 工程管理」
	評価対象項目 3 を評価しない (×とする)	—	—	—	第 2 評定 2 施工状況 「Ⅱ 工程管理」

備考 第 1 評定及び第 2 評定の「2 施工状況「Ⅱ 工程管理」」の評定については、受注者の責により 4 週 8 休以上の現場閉所率が確保できなかった場合に行う。